

法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめに対する意見

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方について

1 総論部分

10年以上経過しても、法曹有資格者の活動領域の広がりには、限定的である。司法制度改革審議会の最終意見書は、今後司法需要、法曹需要が飛躍的に拡大し、平成22年度頃には司法試験合格者3000人程度までの法曹需要の拡大がみこまれるなどとしていたが、実証的な根拠のない、間違っただ予想をしたことになる。

中間的取りまとめは、企業内弁護士、任期付き公務員、日本の弁護士の海外展開など司法需要拡大の可能性があると指摘する。しかし、これら分野の業務拡大は繰り返し指摘されてきたが、過去10年間の実績は、需要がないことを実証している。むしろ、各分野における一年ごとの需要増加の数値を基準に需要拡大の要素と需要抑制の要素をきめ細かく分析したうえで、需要予測を示さなければ、今後の法曹養成のあり方を具体的に提言することはできない。

2 企業内の法曹有資格者

企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、法曹有資格者等の意識改革に向けた取り組み等を積極的に行うという提案自体に反対はしない。問題は現状の正しい認識と、この分野での法曹需要拡大予測の根拠の検証である。

過去10年以上にわたり、日本弁護士連合会は政財界との交渉、新規登録弁護士への勧誘などの取り組みを行ってきた。しかし、企業内の法曹有資格者の需要は、毎年数十名程度の受け入れが限界であることを示している（平成13年から平成23年までに524名増加）。

また、いったん法曹を志した者が、一企業内で働くしかないとわかって、それでも法曹資格を取得するために多大な経済的・時間的負担をするなど、到底あり得ないことである。この点につき、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増しているとの指摘がある。しかし、企業の需要が増加したというより、

弁護士事務所への就職難が深刻化して、一斉登録時に400名以上の未登録者が出現するという事態に及び、次善の策として会社員で雇用される途をやむを得ず選んだと見る方が自然である。

3 地方自治体の法曹有資格者

地方自治体においては、その有用性・必要性が理解されることにより、任期付き公務員などの需要が拡大する可能性はないとはいえない。特に新たに法曹有資格者の在職を義務付ける制度を設けた場合は、ある程度法曹需要が拡大することも期待できる。しかし、中間的取りまとめでは、予算の裏付けのある新たな法制度の設置に関しては何ら指摘がされていない。他方、自治体における法曹有資格者の雇用は、緊縮財政の中、費用対効果を考慮しなければならず、需要があるのは即戦力となりうる弁護士であり、新規登録弁護士が進出できる余地は少ない。また、そもそも、公務員に就職するのであれば、何年も時間と費用をかけて司法試験に合格するより、公務員試験に合格すればよいと考える方が普通ではないだろうか。

したがって、官庁・地方自治体の需要はあくまで任期付き公務員に限られることになるが、この分野においても、過去10年間の増員数（平成13年から平成23年までで129人増加。ただし、任期満了により本来の弁護士、検察官、裁判官に復職するため、実増加数は、延べ人数より少ない。）からすれば、毎年10数名程度の需要が限界である。

4 法テラスの常勤弁護士

法テラスの常勤弁護士が地方自治体の福祉関係分野で、需要開拓の実績があることは是認できる。また、刑務所出所者等の社会復帰の法的支援、震災復興のための法的支援についても必要かつ有益であることは否定しない。しかし、かような分野は、弁護士業務に対する報酬があまり見込めない活動領域であり、新たな法整備がされるまでは、法テラスの常勤弁護士のように給与が保障されている者でなければ継続的に活動できない領域である。

また、法テラスの常勤弁護士の必要性が認められる分野が存在することと、常勤弁護士の増員が一般的に全国的に求められるどうか、その活動領域が拡大するかどうかは別問題である。現在までの弁護士の供給により過疎ゼロワン地域の解消がほぼ達成され、地方の弁護士会では、法テラス常勤弁護士の不要論が噴出している。すなわち、弁護士の供給過剰を背景に、刑事国選弁護業務、通常の一般民事・家事の業務では、既存弁護士の範囲内で十分な対応が可能になっていることから、法テラス常勤弁護士は、新規登録弁護士等と競合・対立関係が生じており、地方会では人員削減について常議員会決議なども提出されている。むしろ、法テラスの常勤弁護士については、国選刑事事件の拡大や過疎偏在問題の解消の過渡期を補充するという歴史的な使命が達成された現在、今後の活動領域は、公務員として採算を度外視しても投入しなければならない特殊な分野に限定されるべきである。

以上のとおり、法テラスの常勤弁護士の活動領域の拡大を理由に、法テラスの常勤弁護士の雇用増大＝法曹需要拡大などと短絡的に結論づけることはできない。

5 日本の弁護士の海外展開

海外展開を促進することで法曹の活動領域が拡大するという提言についても、根拠が示されず疑問である。現在の涉外法律事務所の需要以上に飛躍的な法曹需要が拡大するというのであれば、どのような形で、いつ、どの程度の拡大があるのか、そのためには何をすべきかを具体的に提示しなければ、説得力ある提言とはなり得ない。

6 中間的取りまとめの法曹有資格者像と活動領域の認識

(1) 以上の見解に対しては、需要の掘り起こしの努力が不十分である、法曹としての潜在需要が未だに眠っている、との反論が繰り返しなされている。しかし、過去10年間の現実からは眠っているとされる潜在需要は全く見えてこなかった。大量増員がなされたとしても、法曹として生活を維持していける程度の潜

在需要が大量に眠っているというのであれば、それを主張する者の側が証明しなければならない。複数の委員からも指摘があるとおり、法曹人口だけを拡大させたり、市場原理に委ねるだけでは限界があるが、司法基盤の整備・拡充、法律扶助費の拡大、保険制度の導入など国家の司法需要拡大に向けた政策がなければ、飛躍的な法曹需要の拡大は見込めないのである。

- (2) 司法制度改革審議会意見書にいう「今後国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化することが予想される」とは、それが広い意味での法律関連職の需要という意味では否定はしない。

しかし、その需要に対する我が国の人的基盤としては、法曹に限らず、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、弁理士などそれぞれ職業基盤を有する法律関連職が存在する。これらの者を含めて、諸外国では弁護士という職業で括られている点を忘れてはならない。アメリカにもフランスにもドイツにもイギリスにも司法書士、行政書士、弁理士、土地家屋調査士、社会保険労務士という職業は存在しない、アメリカ、ドイツ以外では、税理士も存在しない。これら隣接職種の仕事はすべて弁護士が行っている。司法制度改革審議会意見書の大きな誤りは、日本に約20万人存在するかような隣接職種を全く無視して、法曹人口が少ないと分析したり、今後活動領域が飛躍的に拡大するなど予想した点にある。

第2 今後の法曹人口の在り方について

1 総論

囲い枠でのまとめでは、①全体として法曹人口を引き続き増加させる必要があること、②年間司法試験合格者3000人の数値目標は現実性を欠くので設けないとすること、③今後の法曹人口の在り方については、法曹としての質を維持することに留意しつつ、その都度検討を行う必要があること、を指摘している。

3000人の数値目標を定めないこととした点のみ具体的であるが、それ以上の検討はされておらず、具体性、現状分析に乏しい取りまとめで、賛成できない。

2 法曹人口の増加

- (1) 司法制度改革審議会の意見書に基づき、法曹人口は平成30年には5万人、平成22年頃には年間司法試験合格者数を3000人程度とすることを目指す閣議決定がされ、これに従って司法試験合格者の増員などがなされてきた。しかし、現実には、弁護士の過剰供給、新規登録者の就職難という事態に在るのであり、まず、この現実を分析することからはじめなくてはならない。

それ故、法曹人口を今後も引き続き増加させるかについては、あくまで具体的・実証的に検討する必要がある。中間的取りまとめが指摘するように、法曹人口を引き続き増加させる必要があるというならば、どの程度の法曹人口の増加が必要かを根拠とともに提示し、法曹人口の目標数値、すなわち年間司法試験合格者数を示さないことには、法曹養成の具体的な方向性は見えてこない。そして、法曹人口問題を考えるには、上述の現状を招いた原因の分析とともに、少なくとも①現状の法曹有資格者の活動領域（前述1）、②司法アクセスの進展状況、③弁護士供給過剰の結果を考慮する必要がある。

- (2) 司法制度改革審議会最終意見書の分析

司法制度改革審議会最終意見書Ⅲ司法制度を支える法曹の在り方には、次の文章が記載されている。

「量的側面については、わが国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、わが国の法的需要に現に十分に対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大を考え併せると法曹人口の大幅な増加が急務であることは明らかである。」

要するに上記意見書では、わが国の法曹人口が、先進諸国との比較において、その総数、新規参入者数のどちらにおいても極めて少ないから大幅な増加が急務とされた。しかしながら、当時比較されたものは、フランスの法曹人口約3万6000人、新規参入者年間約2400人等の数字のみであり、最低でもこ

の程度の規模の法曹人口の量的拡大が必要とされたのである。

しかし、フランスの司法制度や法曹養成制度は我が国とかなり異なるうえに、フランスでは代訴人や法律顧問と呼ばれる日本の司法書士、行政書士に近い職種などの隣接業種が弁護士とされていることが全く考慮されていなかった。外国では弁護士業に含まれる約20万人の隣接業種が、我が国には存在する（平成24年度、弁理士9145人、税理士7万2635人、司法書士2万0670人、行政書士4万2177人、土地家屋調査士1万7328人、社会保険労務士3万6850人）。隣接業種の人口まで含めて比較するならば、当時ですら必ずしも法曹人口が不足しているとはいえない状況にあった。また、平成22年度に年間司法試験合格者3000人という数値目標については、何のシミュレーションもされておらず、実証的な根拠のない数値である（第2回法曹養成制度検討会議、井上委員の発言）。

(3) 法曹需要

最高裁判所の司法統計によれば、平成13年と平成23年の裁判の事件数を比較すると、大幅な減少がみられる（全事件の新受件数は563万2114件から405万9773件と73.08%に減少している）。もっとも、弁護士会及び法テラスが全国で行う法律相談件数は、平成13年の47万2249件から平成22年に62万7329件と拡大している。これは、相談者の資力により無料法律相談を受けることができる法テラス創設の影響が大きいのであり、法テラスの平成22年度の法律相談件数は、25万6719件である。もっとも、弁護士会・法テラス等の法律相談件数は、平成21年の66万8396件をピークに減少に転じており、頭打ちの傾向が見られる。

法曹の活動領域の拡大については、前述のとおり企業内弁護士、任期付き公務員、海外展開業務のいずれをとっても今後大幅な拡大などは見込めない。まして、隣接業種約20万人の職域でもある法廷外の潜在需要を掘り起こすことは、隣接業種と対立し、その反感を買うだけであり、限界があることは火を見

るより明らかである。逆に、この間暫定的制度だとしながら認定司法書士制度が創設され、弁理士、社会保険労務士などの法廷活動業務への業務拡大の動きから考えても、今後、大幅な法曹需要拡大を見込める要素は少ない。

(4) 司法アクセスの進展状況

弁護士過疎偏在問題に関して、日本弁護士連合会は1999年ひまわり基金を創設し、翌年から全会員に特別会費を徴収して全国にひまわり基金法律事務所を設置し、弁護士過疎地域の法律相談センター開設援助などの活動を行ってきた。また、2008年には、偏在解消援助事業も創設し、弁護士偏在解消のための経済的支援を行ってきた。そして、2012年には、弁護士過疎偏在問題を統一し、人口3万人以上の市町村に弁護士事務所を必ず設置するなど、新行動計画に基づく総会決議を採択し、特別会費徴収の継続も承認された。なお、これとは別に、法テラスを平成18年に設立し、各地方裁判所管轄内に法テラスの支部が開設され、過疎地対策である法テラスの4号事務所が、全国で31カ所、都市型公設事務所が15カ所存在している。弁護士ゼロワン地区は2011年12月に解消されている。

また、市民のアクセスの前提になる情報提供としては、平成12年10月には弁護士広告が解禁され、インターネットでの弁護士、弁護士会ホームページなどは一般化しており、テレビ、ラジオCM等も多数出現した。品位を正し、市民の誤解を招かないよう広告内容の行き過ぎを制限する措置を、日弁連が検討しなければならないほどの状況に至っている。

(5) 弁護士の供給過剰

新規登録弁護士の就職難は年々深刻化している。一斉登録時の弁護士未登録者数は、62期184人、63期258人、64期400人、65期546人と毎年増加している。年間司法試験合格者数約2000人のうち一斉登録できる者が、現時点で1500人程度しか存在しない事実は、弁護士の供給過剰とそれによる著しい就職難を物語っている。しかも、近時の新規登録弁護士の実

態として、いわゆるノキ弁や即時独立弁護士が増えており（64期での推定数294人、法曹養成制度検討会議第10回資料6-1）、また、既存の事務所に就職しても1年以内に独立しているものも多く、一斉登録数には必ずしも実態を伴わない登録だけをした暗数も含まれていると見ざるを得ない。弁護士の供給が過剰になるとOJTを受けられない弁護士が増え、事務所の経営破綻も生ずることはもとより、懲戒事案の増加、事件漁り、事件の焚きつけ、依頼者の言いなりの酷い事件処理をして、社会的な信用を失う事案も報告されている。弁護士の過剰状態は、一般市民の利益を凶る方向になるとは限らないのであり、むしろそれによる弊害こそ心配しなければならない。

(6) 小括

以上より、現状が弁護士過剰の状態にあることは明らかであり、中間的取りまとめにいう、法曹人口を「引き続き増加させる必要があることには変わりはない」との判断が何を根拠に導かれたのか、理解に苦しむところである。

3 司法試験合格者数の数値目標を設けないこと

以上のとおり、司法試験の年間合格者数を3000人程度とする数値目標が現実的ではないとする点に異論はない。それどころか、数値目標としては、現状でも司法試験合格者数を直ちに1500人以下にしなければ、供給過剰をさらに深刻化させることが明らかである。1年間の死亡等による弁護士登録取消しの人数を差し引いても、年間司法試験合格者を1500人とすると、法曹人口は毎年1000人程度増加する。裁判官、検察官の増員が見込めない以上、増加数はすべて弁護士の増加となって現れる。新規登録弁護士の一斉登録時に登録ができないものが、65期では546人であり、毎年100名以上増加しつづけている。平成25年度では700名前後の一斉登録時未登録者が出現し、登録できた弁護士でも、ノキ弁、即時独立弁護士の数は300人程度に及ぶと推測される。そうだとすれば、現状では年間の司法試験合格者は最大1000名程度が限界である。

4 法曹としての質を維持することに留意した法曹人口の検討

その都度法曹人口を検討することには、反対しない。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

ア 「プロセス」としての法曹養成の考え方

まず、法科大学院の修了を司法試験の受験資格制限にするかどうかと「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄するか維持するかとは、論理必然的に連動するものではない。法科大学院制度を中核としなくても、法曹養成の「プロセス」を継続発展させることはできる。

法科大学院を中核とする法曹養成制度は、設計当初から無理があったのであり、破綻が明らかになった現在、この存続を前提とする解決策は適当でない。

もっとも、中間的取りまとめの検討結果では、法科大学院教育が優れた成果をあげているとし、その根拠として、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えさせる教育もなされていること、法科大学院教育修了直後の受験者の合格率が最も高いことをあげている。しかしながら、物事の本質や判断の分岐点を考えるという点では、法科大学院のみが学習機会を提供する場ではないし、大学でも予備校を含む私塾でも十分可能であり、独学であっても、かような学習の重要性を理解できる者はいる。また、法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高いことは、法科大学院の修了者が司法試験の受験者にほぼ限定される中で、毎年法科大学院を卒業する一定数のうち、その上位から合格してゆくという当然の事実を指摘しただけのことである。法科大学院教育の成果の有無、程度とはあまり関係がなく、教育の成果が実証されたものでもない。むしろ、予備試験実施後に行われた司法試験では、法科大学院修了者以上に予備試験合格者の合格率が高いことからすれば、法科大学院教育の成果と説明できるものではないことは明らかである。

イ 法科大学院教育の質の向上を図る政策

端的に、法科大学院の修了を司法試験受験資格としないこと、年間司法試験合格者1000人程度に絞ることで、質の向上を確保する方向に進むことができる。

一部の法科大学院の教員によっては、その教育理念に近い優れた法科大学院教育を行っている実績があることを否定はしない。その様な法科大学院教育がなされている限り、その修了に司法試験受験資格を限定しなくても、優秀な学生が入学を希望するし、また修了者は、容易に司法試験に合格できるものと思われる。しかし、多くの法科大学院においては、基本的な法の解釈を身につける教育すらなされているのか不明であり、研究科教員の関心分野の授業を強制したり、急造の実務家教員に先端科目の講義をさせるなど、教育体制の不備が指摘されている。

したがって、法科大学院の修了を司法試験の受験資格から外すことが喫緊の課題であるといえる。司法試験の受験資格という法科大学院の特別扱いをやめれば、教育の質の確保ができない法科大学院は、自ずから経営が成り立たず廃止に追い込まれ、自助努力で質の高い教育を維持しているもののみが生き残ることになる。それが最も合理的であり、法科大学院制度の弊害を解決できる最善策というべきである。21世紀を担う法曹を育てるため早期に教育の質的な向上を図るためには、法科大学院こそ市場原理の下におかなければならない。

(2) 法曹志願者の減少、法曹志願者の多様性の確保

ア 法曹志願者の減少、法曹志願者の多様性の確保の問題に対する最善策は、法科大学院修了を司法試験受験資格の要件から外すことである。

イ 多様なバックグラウンドを有する人材

現在の法科大学院を法曹養成の中核とする制度のもとでは、多様なバックグラウンドを有する人材の確保は絶望的である。

多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として確保するには、そのリスクを取り除き、法曹を志す者への門戸を広く開放することにつける。すな

わち、法科大学院の修了を司法試験資格から外し、多様な人材に自由に司法試験受験の機会をあたえることが先決である。多様なバックグラウンドを有する人材は、その志に従い司法試験を自由に受験できる以上、存続する法科大学院、法学部の学士入学制度などをも利用し、基礎的な法律科目の学習を重点的に行い、志を実現するため自由に学習の途を選択することが可能となる。

(3) 法曹養成課程における経済的支援

ア 法科大学院生に対する経済的支援

法科大学院の終了を司法試験受験資格から外す場合でも、他の大学院生と同様、個々の法科大学院生に充実した支援等が望まれることに異論はない。

イ 給費制・貸与制

貸与制を前提にすることには反対であり、司法修習生に給費制を復活すべきである。

法科大学院を法曹養成の「中核」とする制度の下では、法科大学院修了までの2ないし3年間の授業料、生活費等多額の経済的な負担があるうえに、2012年度（65期）からは、司法試験合格後の司法修習生に貸与制が導入された。これでは、法曹になるまでに多額の借金をするか、富裕層しか法曹になれないのであり、不合理極まりない制度である。新65期司法修習生のアンケート調査によれば、貸与制移行による経済的不安などを理由に司法修習の辞退を考えた割合は28.2パーセントにのぼる。アンケート回答数717通の内、貸与を受けている者の割合は85.1パーセントで法科大学院卒業までに平均して300万円以上の借金をしているうえに、さらに司法修習生の貸与制導入で300万円程度の借金が積み重なることになる。1000万円を超える借金をしている者も少なくない。極端な言い方をすれば、今後法曹になる者は、富裕層か、借金漬けになった者に限定されることになるのである。

また、貸与制、給費制の問題は、単に司法修習生の経済的負担という面だけではなく、司法修習生を国家が責任を持って養成するという理念からも検討す

べき事柄であり、中間的取りまとめの分析は極めて問題である。「貸与制を前提にした上で」と安易に結論を出さず、その前提自体を再考すべきである。

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

反対である。

中間的取りまとめでは、修了者の合格率を7～8割に向上させるため全法科大学院の定員数を削減することを提案している。公的支援の見直しにより法科大学院の自主的な定員数削減，統廃合などの組織の見直しを図り，それでも駄目なら法的措置を講ずるとするものである。

しかし、定員削減，統廃合などの強制は、対象とされた大学の「大学の自治」を政府の政策により侵害することにならざるをえない。また、仮に法科大学院修了者の高い司法試験合格率が実現できたとしても、それは、法曹の質を担保するものではない。法科大学院の定員削減，統廃合では、法科大学院に入学する学生が、経済的・時間的に余裕がある者か、多額の借金を背負う覚悟のある者のみに限定されるという、法科大学院制度の根本的な弊害が解決できないからである。これから法曹を志す者にとって、法科大学院の修了（学費は、国立269万円，私立402万円，総務省政策評価書），その間の司法試験受験，合格を経て貸与制の下での司法修習終了に至る期間は、最短でも既修3年9か月，未修4年9か月に及ぶ。この間受験生には、事実上稼働する余裕がなく，司法修習生には、修習専念義務が課されおり稼働することができない。

法曹を志す者をここまで冷遇し，司法機能の低下を顧みずに法科大学院制度を存続させようとする中間的取りまとめには，到底賛同することはできない。

(2) 法学未修者の教育

共通到達度確認試験，客観的で厳格な到達度判定の仕組みを早期に導入すること，法学未修者が基本的な法律科目を重点的に学ぶ仕組みを導入することには反対はしない。

確かに、司法制度改革においては未修者や多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として受け入れ、社会人等にも広く門戸を開放することが要請されている。

しかし、法科大学院制度を中核としたままでは、法学未修者、多様なバックグラウンドを有する人材は、法曹になることがますます困難になる。なぜなら、司法試験受験資格に法科大学院の修了が要件とされる制度であるため、経済的・時間的負担が大きな参入障壁になり、他方で、司法試験に合格しても就職難の問題は深刻化するばかりだからである。合理的判断ができる社会的な経験を積んだ優秀な人材ほど、この世界に参入しようとはしなくなることは、火を見るより明らかである。

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

受験回数制限制度を維持する前提に反対である。受験回数制限は、期間回数ともに撤廃すべきである。

受験回数制限制度は、「旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに、法科大学院教育の効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方に基づき導入」されたとする。そして、「法曹を目指し、司法試験を受験する者の多くを占める20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促し、法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図る」必要があるという。

しかし、個人の自由な意思決定領域に国家が介入することは、過干渉以外の何者でもない。司法試験は資格試験である。人が法曹を志し、結果的に法曹になることができず、それを断念したとしても、自らの意思と責任に基づく結果であれば、受け入れることは可能である。しかし、司法試験の受験回数制限により強制的に断念させられたのでは、受け入れることは困難である。現に、法曹への志が強く、努力次第で必ず合格できると考えている者のうちには、回数

制限を乗り越え、法科大学院に再入学する者すら少なからず存在する。

以上のとおり、司法試験の回数制限には資格試験という性質上からも合理性はなく、人生の転進の機会を逸するか否かは、不退転の決意と結果を甘受することを決める個人の自己決定の問題である。

(2) 方式・内容、合格基準・合格者決定

試験科目の削減については、格別の意見はない。ただし、「法科大学院教育との連携」の意味が、法科大学院の教育に合わせて司法試験の内容まで変更するというのであれば、本末転倒である。

(3) 予備試験制度

法曹養成制度を改善するには、司法試験受験資格から法科大学院の修了要件を外す以外にはない。その実現により予備試験の存在理由はなくなり、消滅すべき制度となる。

4 司法修習について

(1) 法科大学院教育との連携

中間的取りまとめの提言には、賛成できない。

司法修習制度としては、前期修習や2年間以上の修習期間の復活をすべく直ちに検討すべきである。司法研修所をプロセスとしての法曹養成の中核、基幹的教育機関として位置づけ、司法修習の充実に努めるべきである。

法科大学院が基幹的な高度専門教育機関として、理論的教育と実務的教育を架橋するという教育理念は実現不可能である。現在の法科大学院教育では、理論的教育だけで精一杯であり実務教育を行う余裕はない（最高裁司法修習委員会の第19回で法科大学院関係者は、「法科大学院はそのような起案をさせるところではないし、そこまでやれる余裕がない」と述べている）。制度上も、司法試験合格が不確かな段階では法科大学院生にとっても実務教育には身が入らない。法科大学院は役割を果たせず、そのつけが司法修習に回ってきている。司法修習期間が短縮されて、前期修習が廃止され、理論的教育の成果を実務教

育に架橋しようとしても、理論的教育も相当補充しなければならないが、現在、任意に行われている冒頭修習と導入修習程度では補充が追いつかない。しかも、各庁に配属される修習生の数は増大し、きめ細かな司法修習ができない状況になっている。現在の司法修習では、法科大学院教育の不足を補充するには余りにも期間が短いのである。

(2) 司法修習の内容

現状の1年間の司法修習は、期間的にも実務に即した密度の濃い修習にならざるをえないが、修習生の中の学力のばらつきが指摘されている。法科大学院教育では、実務教育がされずとも、要件事実教育程度であり、民事刑事の基本的な文書の起案すらほとんど実施されていない。したがって、「選択型実務修習を含めて、今後とも司法修習のさらなる充実に向けた検討」などとする中間的とりまとめでは、具体的に何をすべきか、明らかでない。

選択型実務修習は、司法修習生が自らの選択で必要な修習を受けることができる有意義な修習ではあるが、そもそもが後期修習を全修習生にそろって受けさせるだけの物的人的施設が不足していることからとられた次善の策であり、また、修習生の関心は直後の二回試験に向かい、模擬裁判など時間と労力を費やす科目を避ける修習生すら出現している。そのうえ、深刻化している就職難のため、僅かな司法修習期間中すら貴重な日数を就職活動に費やさざるを得ず、司法修習に専念することを困難にさせている。

また、弁護修習では、指導担当弁護士の確保が困難になっており、修習生の側でも、100名を超える者が司法研修所の寮に入ることができず、貸与制とあいまって過大な経済的負担を強いられている。

現在の司法修習制度には、抜本的な制度改革が急務であるが、中間的とりまとめでは、この点に関する何らの指摘もなく、危機意識が感じられない。

5 継続教育について

特に異論はない。